

医療法人東樹会 介護医療院 東樹会

短期入所療養介護（介護予防短期入所）重要事項説明書

1. 施設の目的と運営方針

事業の目的	短期入所療養介護は、介護を必要とする高齢者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師による医学的管理の下、療養上の管理、看護、介護及び機能訓練と栄養管理、食事、入浴などの日常サービスまで併せて提供を行い、同時に家族の介護負担軽減を図ることを目的とした事業です。
運営の方針	当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めます。また明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村をはじめ、その他の介護保険事業者、福祉サービス事業者、医療機関と綿密な連携をとり総合的にサービス提供が受けられるように努めます。

2. 職員体制及び勤務体制

職種	常勤換算数	業務内容
管理者（施設長）	1名	施設の管理・監督
医師	3名以上	医学的管理
看護職員	16名以上	医学的看護
介護職員	24名以上	日常生活全般の介護業務
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	相当数	リハビリテーション実施計画の作成、実施
薬剤師	1名以上	調剤、薬剤管理、服薬指導
診療放射線技師	1名以上	X線撮影
管理栄養士	1名以上	栄養管理、栄養指導
介護支援専門員	1名以上	ケアプランの作成、相談援助
事務職員	相当数	医事・財務・施設管理
その他 中材	相当数	器具消毒管理

3. 短期入所療養介護の内容

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
健康管理	・医師による回診を行い、健康管理に努めます
栄養管理	・管理栄養士により、利用者の栄養状態や身体状況に配慮した食事を提供します。
口腔衛生管理	・利用者の状況に応じて、口腔内の衛生管理と適切な口腔ケアを行います。
入浴・清拭等	・一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応します。 ・入浴2回/週（但し、ご病状に応じて清拭に変更する場合があります） ・短期入所ご利用期間中のご入浴をご希望の場合は、入所申込時にお申出ください

整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回実施します。(汚れた時等、必要に応じて適時対応)
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別リハビリテーションを提供します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内容
食事	朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食17:30～
娯楽等	適宜のレクリエーション等、行事を企画します。

4. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	社会医療法人名古屋記念財団 名古屋記念病院	
所在地：電話番号	名古屋市天白区平針四丁目305	052-804-1111
医療機関の名称	広瀬歯科	
所在地：電話番号	名古屋市天白区島田3丁目602番地	052-802-1182

5. 利用料金

※別紙「利用料金表」をご参照ください。

6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。		
平常時の訓練等	防災訓練：年2回 / 法定点検：年2回（業者委託）		
防災設備	消火器	自動火災報知機	誘導灯
	非常用自家発電機	非常通報装置	避難階段
	屋内消火栓	防火扉・シャッター	避難器具
	カーテン・カーペット等は防災性能のあるものを使用しております。		

7. 身体拘束適正化の措置に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。 ・利用者の生命もしくは身体を保護するため、切迫性、非代替性、一時性の3つの要素の全てを満たした場合のみ利用者及びご家族への説明、同意を得て行います。また身体拘束を行った場合はその状況についての経過観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。 ・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。 ・身体拘束防止の指針を整備します。 ・従業員に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に開催します。 ・上記を適切に実施するための担当者を置きます。

8. 苦情等申立窓口

利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護医療院サービスに対しての要望又は苦情等を申し立てる事ができます。
--

ご利用相談窓口 (介護医療院東樹会)	窓口担当者：1階事務所 ケアマネジャー ご利用時間：平日・午前9時00分～午後5時00分 ご利用方法：お電話もしくは窓口にて担当者にお申し出ください。 電話番号：052-802-1101
名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 東桜分室	所在地：名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話番号：052-959-2592
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：名古屋市東区泉一丁目6番5号(国保会館 南館7階) 電話番号：052-971-4165

9. 虐待の防止

<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 ・虐待防止の指針を整備します。 ・従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。 ・上記を適切に実施するための担当者を置きます。

10. 個人情報の保護と取り扱い

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する規程を定め、これを遵守し運用します。
<p>個人情報保護に関する基本方針</p> <p>個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、医療情報の管理と個人情報保護に努めます。</p> <p>個人情報の収集・利用・提供</p> <p>個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する規程を定め、これを遵守します。</p> <p>個人情報の安全対策</p> <p>個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等に関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。</p> <p>個人情報に関する法令・規範の遵守</p> <p>個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。</p> <p>教育及び継続的改善</p> <p>個人情報保護体制を適切に維持するため職員の教育・研修を徹底し、規則を継続的に見直し改善します。</p> <p>診療情報の提供・開示</p> <p>診療情報の提供・開示に関しては、個人情報保護法ならびに日本医師会が定める「診療情報に関する指針」に従い、誠意をもって迅速に対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・お電話での入所の照会や、身元引受人以外の方からの病状の問い合わせは、お断りさせていただいておりますのでご了承下さい。

11. 当施設をご利用の際にご留意いただく事項

療養室の移動	・施設療養上の都合により、療養室の移動を行うことがあります。
面会	・感染症の発生や流行状況により、面会を制限する場合があります。 ・制限は施設内や地域の状況により変動します。
設備・備品の利用	・施設内の設備・備品は大切に使用して下さい。破損等が生じた場合、賠償して頂くことがございます。
金銭・貴重品の持ち込み	・原則として持ち込みはご遠慮下さい。必要な場合は利用者及び身元引受人の責任において管理して頂きます。
所持品の持ち込み・管理	・短期入所療養生活に必要な最小限とし、利用者及び身元引受人の責任において管理を行って下さい。割れ物、壊れやすい物の持ち込みはご遠慮頂いております。 ・はさみ等の刃物、火器が発生する機器の持ち込みは禁止です。
喫煙・飲酒	・喫煙・飲酒は禁止です。

宗教活動・政治活動	・他の利用者及び関係者に対する宗教活動・政治活動・営利行為は禁止します。
ペットの持ち込み	・動物の持ち込み及び飼育はお断りします。
保険証等	<ul style="list-style-type: none"> ・入所中は、「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証」をお預かりさせていただきます。 ・「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方はお預かりさせていただきます。 ※ご提示がないと減額の対象となりません ・その他保険証類の更新や変更等があった場合は、1階事務所にご提示下さい。
利用のキャンセル	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用をキャンセルされる場合には、出来るだけ早くご連絡ください。 ※キャンセル料は頂いておりません。
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。 ・施設医の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。 ・身元引受人等へ速やかに連絡をするとともに必要に応じ行政機関に対しても報告します。

上記の留意事項は、ご家族様その他の皆様にもご協力をお願いいたします。

12. 第三者による評価の実施状況

実施：なし

13. その他

＊時間外の電話連絡について＊

平日19:00～翌朝9:00まで、土日・祝日17:30～翌朝9:00までの間、代表電話は受付時間外です。急用等でお電話を頂く場合、ご入所療養棟へ直接お願いいたします。

二階	052-802-8985
三階	052-802-1129

介護医療院 東樹会
短期入所（介護予防短期入所）療養介護利用料金表（令和6年8月1日現在）

（１） 介護保険給付サービス

介護保険給付対象サービスの利用料は、介護保険法に基づき算出されます。同法改正（介護報酬改定）等により変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

区分・項目	利用者負担額	適用
	1割負担	
※基本施設サービス費		
(要支援1)	744円/日	多床室
(要支援2)	925円/日	
要介護1	1,000円/日	
要介護2	1,125円/日	
要介護3	1,398円/日	
要介護4	1,513円/日	
要介護5	1,617円/日	
(要支援1)	674円/日	従来型個室
(要支援2)	829円/日	
要介護1	871円/日	
要介護2	998円/日	
要介護3	1,270円/日	
要介護4	1,386円/日	
要介護5	1,491円/日	
※加算項目		
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上・常勤職員75%以上・勤続7年以上が30%以上のいずれかに該当
緊急短期入所受入加算	100円/日	利用者の状態やご家族等の都合により緊急に短期入所を受けることを必要と認め、受入れを行った場合
緊急時治療管理	579円/回	病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により行われる緊急的な治療管理として投薬、注射、検査が行われた場合
療養食加算	9円/回	心臓病食、腎臓病食、糖尿病食、肝臓病食など
※特別診療費		
褥瘡対策指導管理Ⅰ	6円/日	褥瘡対策に十分な体制を常時整備
重度療養管理	131円/日	要介護4・5で、手厚い医療が必要な状態である利用者に、計画的な医学管理を継続し、療養上必要な処置を行った場合
短期集中リハビリテーション	251円/日	入所した日から3月以内に概ね週3回以上のリハビリを行った場合
理学療法Ⅰ	129円/回	施設の広さ、設備状態、理学療法士の人数等の基準を満たす
理学療法Ⅰ減算	90円/回	1月に11回以上行った場合に11回目以降
理学療法体制強化加算	37円/回	常勤の理学療法士を2名以上配置
作業療法	129円/回	施設の広さ、設備状態、作業療法士の人数等の基準を満たす
作業療法減算	90円/回	1月に11回以上行った場合に11回目以降

言語聴覚療法	213 円／回	施設の広さ、設備状態、言語聴覚士の人数等の基準を満たす
言語聴覚療法減算	149 円／回	1 月に 11 回以上行った場合に 11 回目以降
摂食機能療法	218 円／回	月に 4 回まで算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		介護職員の賃金向上や職場環境の改善を目的とし、質の高い介護サービスを継続的に提供するため、職員の待遇改善に充てられます。（1）の金額には、一日当たりの単位数に 4.7% を乗じた費用が加算されています。
<p>（注 1） 上記は法定代理受領の場合で、介護報酬告示上の額の 1 割（利用者負担）の金額です。金額を合算した場合、国で定められた利用者 1 割負担額の算出方式により円単位の誤差が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。法定代理受領でない場合は介護報酬告示上の額をご請求いたします。</p> <p>（注 2） 一定以上の所得がある方は利用者負担が 2 割または 3 割の負担となります。「負担割合証」をご確認ください。</p> <p>（注 3） 1 か月に支払った介護給付サービスの利用者負担の合計額が、一定の上限を超えたときは、超えた分が市町村から払い戻されます。（高額介護サービス費・高額介護予防サービス費）</p>		

（2）介護保険給付外サービス

項目	利用料	摘要
※ 食費 / 居住費		
食費	1, 664 円／日	食材料費＋調理費相当
居住費	(ア) 578 円／日	水道光熱費相当
	(イ) 1, 664 円／日	(ア) 多床室 (イ) 従来型個室
「負担限度額認定証」をお持ちの方は、認定証の金額をご負担ください。		
※ その他		
日常生活品費	110 円／日	石鹸・シャンプー、おしぼり、個別のゴミ袋等
教養娯楽費	(1) 203 円／回	(1) レクリエーション活動諸経費
	(2) 507 円／回	(2) おやつ代等を含むレクリエーション活動諸経費
寝衣代	77 円／日	
特別な室料	5, 500 円／日	従来型個室 ・占有面積・立地条件・景観・設備等により算定
	4, 400 円／日	
	3, 300 円／日	
	1, 100 円／日	2 人部屋
電気料金	110 円／日	個人で使用する電気器具 1 品につき
テレビリース代	55 円／日	
事務管理費	500 円／月	小遣いの入出金管理
理美容代	実 費	
文書料	550～5, 500 円／通	